

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年七月六日

広島県知事 横 田 美 香

広島県条例第十六号

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の一部を改正する条例

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（平成二十七年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十条 （災害発生の危険性を察知する取組） 一 雨量、河川の水位、注意報、警報、危険 警報等の情報 二 （略）</p>	<p>第十条 （災害発生の危険性を察知する取組） 一 雨量、河川の水位、注意報及び警報、土 砂災害警戒情報等の情報 二 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。